

昭和59年

広報

12月号

No.348

おおす

市民のうごき

59年10月末現在

人口	39,772人	(+11)
男	18,983人	(+10)
女	20,789人	(+1)
世帯数	12,472世帯	(+9)
面積	240.93平方キロメートル	

昭和59年12月1日発行 発行 大洲市役所 編集：市長公室



わが町のコミュニティ

⑪ 子供相撲

(三善地区)

三善の多田区では、毎年子供相撲を秋葉神社境内で行っています。今年は、子供たちなど四十人が参加しました。

この子供相撲の起りは、明治初期、多田区で火事が多発したため、火の守り神である秋葉神社に相撲を奉納したのが始まりです。

大人は土俵の回りで観戦しながら、御籠りをする、地区の伝統行事となっています。

この日は、五人抜きなどの勝ち抜き戦を行い、勝者にはボテン(青竹の先端に御幣をはさみ水引で縛る)が与えられ、子供たちの楽しそうな笑い声が一日続いています。

目次

健康保険制度大幅な改革…	2・3頁
あと”より”いま”が大切火の始末	4頁
大洲学園が移転…	5頁
いい汗かいた1日…	6・7頁
土地の取引には届出を…	8頁
寝たきり老人の看護法…	9頁
市民の広場…	10頁
カメラスケッチ…	11頁

今月の納税

▶ 固定資産税(第3期)

納期は
12月25日

日本の健康保険制度



日本の健康保険制度は、みなさんが従事している職業などにより八種類のそれぞれの保険制度に分かれ、全国民が何らかの保険制度に加入しなければならぬようになっていきます。(下表 今までの健康保険制度)

このように、働く職場によってそれぞれの保険制度に加入し、その中でそれぞれ負担と給付の額が決められていました。
今回の改正では、負担と給付の公平を図るための第一段階として、

主として次のような改正が行われました。

- 日雇労働者健康保険を廃止し、対象者は健康保険に加入する。
- 健康保険、各種共済組合などに加入している本人の医療費負担を、一割自己負担とする。
- 健康保険、各種共済組合を退職した人(年金受給者など)とその家族を対象に、退職者医療制度を創設する。
- 高額療養費について、世帯合算などの負担軽減を行う。
- 任意継続組合員制度に特例を設ける。

今までの健康保険制度

	種類	加入対象者
1	国民健康保険	農業、自営業、退職したサラリーマンなど
2	健康保険	会社づとめをしている人(サラリーマン)
3	国家公務員共済組合	国家公務員
4	公共企業体職員組合	電々公社などの職員
5	地方公務員等組合	県や市町村の職員
6	私立学校教職員組合	私立学校につとめている人
7	船員保険	船乗りの人
8	日雇労働者健康保険	つとめ会社にならなかつた会社員、日雇労働者など

サラリーマン(給与所得者)の場合

一割の自己負担

今まで、サラリーマン(給与所得者)は初診料八百円、一カ月以内の入院の場合一日五百円を負担し、あとは保険で医療機関に医療費を支払っていました。

今回の法律改正によって、これ

からは診療のたびに、かかった医療費の額の一割を負担することになりました。サラリーマンの家族については、外来三割入院二割の負担率に変更はありません。

退職後の任意継続

に特例

サラリーマンが定年退職などした場合、国民健康保険に加入せず元の保険に任意継続する場合があります。今まで二年間であったこの継続期間が五十五歳以上の退職者については特例を設け、六十歳になるまでの期間(最高五年間)継続できるようになりました。元の保険を継続した場合の一部負担額もサラリーマンと同様「割」となります。

健康保険制度大幅な改革

保険制度が十月一日に変わって、約二か月が経過しました。今回の改正の大きな目玉は、サラリーマン本人の一分負担と退職者医療制度が創設されたことです。

複雑でわかりにくい保険制度をわかり易く解説してみました。

一部負担額の比較

	いままで	改正後
サラリーマン本人 <small>(健康保険、各種共済組合に加入している人)</small>	初診時 800円 入院 1日 500円 (1か月)	かかった医療費の1割 ただし、一部の病院ではかかった医療費が3,500円以下の場合には次の額 1,500円以下 100円 1,501円～2,500円 200円 2,501円～3,500円 300円
サラリーマンの家族	外来 3割 入院 2割	変わらず
自営業の人とその家族 <small>(国民健康保険に加入している人)</small>	外来 3割 入院 3割	変わらず
退職サラリーマン <small>(退職者医療制度に該当する人)</small>	外来 3割 入院 3割	外来 2割 入院 2割
退職サラリーマンの家族	外来 3割 入院 3割	外来 3割 入院 2割

退職者医療制度の創設

国民健康保険の加入者で、長い間会社や役所に勤め、厚生年金や共済組合から年金をもらっている人とその家族は、七十歳になって老人保健に移るまで「退職者医療制度」という新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

創設の理由は、次のとおりです。

①退職者が国保(国民健康保険)に加入する場合、所得が減り負担能力が低下する上に、体力が衰え医療費がかさみ、国保会計を圧迫する。

②これらの人は、若い元気な間、

健康保険などに貢献している。

③以上のことから、健康保険や各種共済組合から財源を拠出させ、国保会計を圧迫することなく、やや有利な給付を行う。

この制度の該当者と自己負担割合は次のとおりです。

該当者

○本人

国保加入者のうち(老人保健対象者を除く)、厚生年金や共済年金などから老齢(退職)年金などの支給を受ける人。ただし、通算老齢年金の受給者は、国民年金以外

の年金制度に加入していた期間が二十年以上あるか、四十歳以降の期間が十年以上である人。

○その家族

退職者医療制度に該当した人の家族の場合、次のような人が被扶養者として、この制度に加入できます。

●本人の三親等以内の親族(配偶者、父母、子、孫、弟、妹など)

●同一の世帯に属し、主として退職者によって生計を維持している人。

自己負担割合

退職者本人 外来・入院 二割
その家族 外来三割 入院二割

高額療養費の比較

いままで	改正後
同じ月に同じ病院で自己負担限度額 51,000円	(1) 自己負担限度額 51,000円 〳 (低所得者) 30,000円
〳 (低所得者のサラリーマン) 15,000円	(2) 同一世帯で同じ月に2人以上の自己負担が30,000円以上の場合、合算し負担限度額を世帯単位で51,000円とする。
〳 (低所得者の自営業者) 39,000円	(3) 1年以内に同一世帯で4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は、負担限度額を30,000円とする。
	(4) 特定の疾病により、長期高額な治療を受ける人は、自己限度額を10,000円とする。

高額療養費の改正

高額療養費とは、医療機関などにかかったとき、自己負担額が五万一千円を超えるときは、その超えた額を払い戻しする制度です。

これが、全ての保険制度で同じ改正がありました。次表の通りです。

あとがよりいまが大切火の始末

秋の全国火災予防運動 11月26日～12月2日

ておきましょう。

今年も恒例の「秋の全国火災予防運動」が、十一月二十六日から十二月二日まで全国一斉に行われます。

大洲市の火災状況

今年一月から九月末までに、市内で発生した火災は二十件です。

この季節になると、年末を控えなにかとあわただしくなり、ストーブなどの暖房器具の使用回数も多く火災の発生件数もふえます。大切な人命や財産を奪う火災をなくするため、この運動を通じ、市民のみならず一人ひとりの防火意識を高めていきたいものです。

◀一瞬にして財産が失なわれます



その被害の内訳は、建物火災が十一件（損害七千五百五十三万円）、林野火災が七件（損害二千七万円）、その他の火災（墓地、ビニールハウスなど）が二件（損害六万円）となっています。

火災発生原因をグラフにしたのが下の図になります。発生件数二十件の内、たき火が八件、かまどの火が三件、たばこの火が二件などの順となっています。たき火によるものが全体の四十パーセントと高い出火率となっています。数年前から、大洲市の出火原因はたばこの火を扱いて、たき火がトップとなっています。

これから、たき火などをする機会が増えますが、水バケツを用意しておくなど十分な心くばりをして

子供の火遊びは誰の責任

子供の火遊びによる火災は、全国的に火災原因の多くの割合を占めています。子供への「防火のしつけ」はいかがでしょうか。

二、六歳位の年齢の子供にとつて、「火」とは不思議な興味の対象

となるらしく、恐がる反面、自分で使ってみようとする心理があるといわれています。これが火遊びにつながるわけですが、子供の火遊びによる火事は初期消火ができていない場合が多く、どうしても丸焼けのケースが増えます。当然、子供そのものの生命にも危険が及ぶわけで、この幼児期の「防火のしつけ」は何をおいても優先しなければなりません。

しかし、ただ叱るだけ、あまやかすだけでは子供のしつけはできません。「火」とは、正しくさえ使えば安全で役に立ち、生活になくてはならないものという観点から話をすすめてください。同時に、

できるだけマッチやライターなどは、幼児の手の届きにくい所におく習慣をつけておきたいものです。たき火や夏の花火など、子供が火を使っている時は、常に大人の眼が行き届いているよう心がけて下さい。また、自分の子供に限らず見知らぬ子供であっても、危険な火遊びをしている場合など厳しく注意したいものです。

運動期間中の行事

大洲消防本部では、運動期間中多彩な行事を予定しています。行事は次の通りです。

十一月二十五日 ○鼓笛パレード（新谷町内、新谷小） ○婦人防火クラブによる消火訓練（新谷婦人クラブ）

十一月二十六日～十二月二日

○防火診断（独居老人、身体障害者宅など） ○防火ボスター展覧会（農協、Aコープ大洲店） ○広報活動（有線放送など）

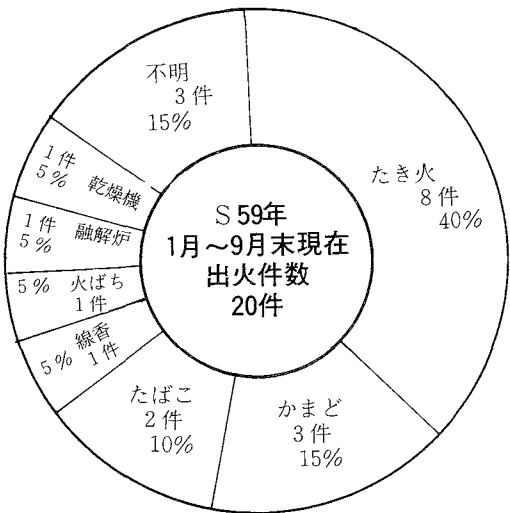
十一月二十九日 ○防火管理者研修会（市民会館中ホール）

十二月二日 ○一般家庭防火診断（平野婦人クラブ）

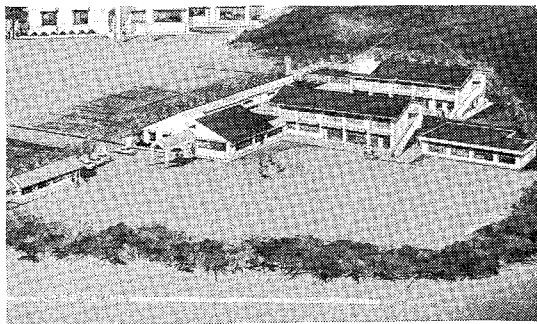
その他、模範火災訓練（老人福祉施設など）、防火パレード（市内一円）などを予定しています。

防火に関するご相談は、大洲地区広域消防事務組合消防本部へ

☎2665



原因別出火率



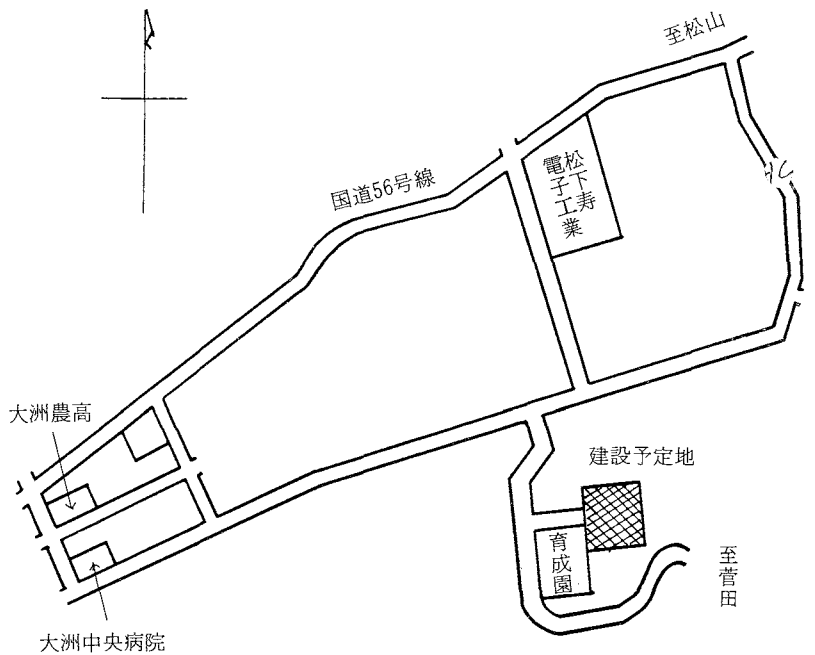
大洲学園が移転

育成園(市木)横へ

▲完成予想図

大洲学園が来年から、大洲市木の育成園横に移転します。十月二十三日に、大洲市木の育成園横の建設予定地で起工式が行われました。近田市長ほか関係者三千人が出席して、工事の無事を祈りました。

大洲学園は精神薄弱児施設で、現在五十五人の児童などが入園しています。独立自活に必要な知識技能を学習させ、保護するのが目的です。現在の施設は昭和三十六年に建設され、老朽化が進み改善が望まれていました。



移転改築される建物は、本館棟・指導棟・作業棟に分かれ鉄筋コンクリート造で床面積二千八百平方メートルです。総工費は二億七千四百万円です。来年度当初に完成の予定です。

改築される施設は成人部(十八歳以上)と児童部(十七歳以下)に分かれており、それぞれ定員が四十人と三千人で計七十人が利用定員となっています。移転後、新しく十五人の入所が予定されています。

身体障害者の 範囲拡大

母子世帯小口資金貸付が
父子家庭にも適用

身体障害者福祉法が一部改正され、従来のものに加えて次の障害が対象になります。

①ぼうこう機能障害

②直腸機能障害

該当する人は、十月一日より受け付けていますので、市福祉事務所まで申請の手続きなどお問い合わせください。

大洲市では、市内の母子家庭に對して、一時的な生計資金にと、一人一回につき五万円以内を無利子で貸し付けています。

今回、この適用を父子家庭に拡大することになりました。

詳しいお問い合わせは市福祉事務所まで。

☎2111内線275

☎2111内線272

大洲肱南クラブ(バレーボール)

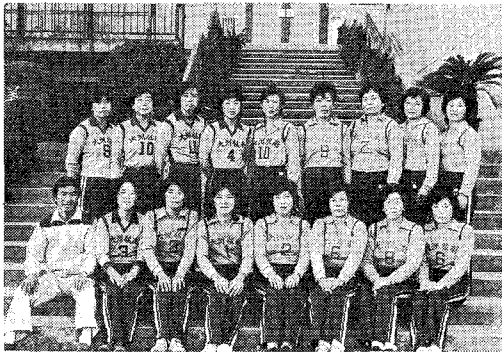
文部大臣表彰

婦人バレーボールクラブの大洲肱南クラブが文部大臣表彰を

受けました。これは社会体育優良団体として表彰されたもので、全国で六十四団体が受賞し、さる十月東京で表彰式が行われました。

大洲肱南クラブ(代表者小野三重子さん)は、昭和四十年五月一日に結成され、現在まで市の中心的クラブとして活躍してきました。

現在、会員は二十五人で、毎週二回南中学校体育館で練習しています。



した1日ー

ー市民運動会ー



▲必死ですノ風船割り

▲優雅にやっているようですが、一生懸命です。



▶ちびっ子大集合、宝物へ向って。



▼年齢別リレー、女性らしく？頑張ります。



▼応援では、優勝かな？



— いい汗流



▲余裕の、勝利？

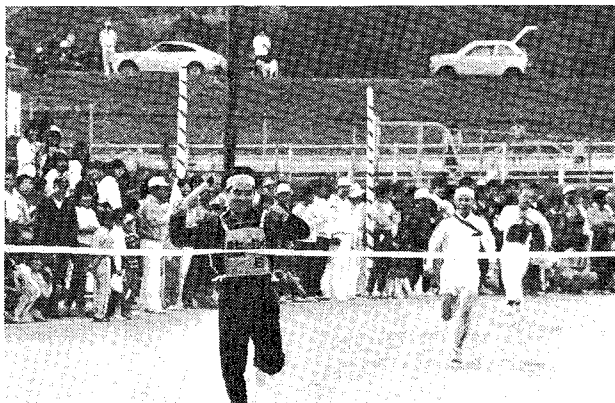
「ガンバレー！」大きな声援が飛びかう中、選手たちが走り、投げます。地区の優勝を目指して、12地区の選手が汗を流します。

市民運動会が10月14日、喜多小学校で4,000人の参加のもと行われました。今年は、柳沢地区が2年連続優勝しました。

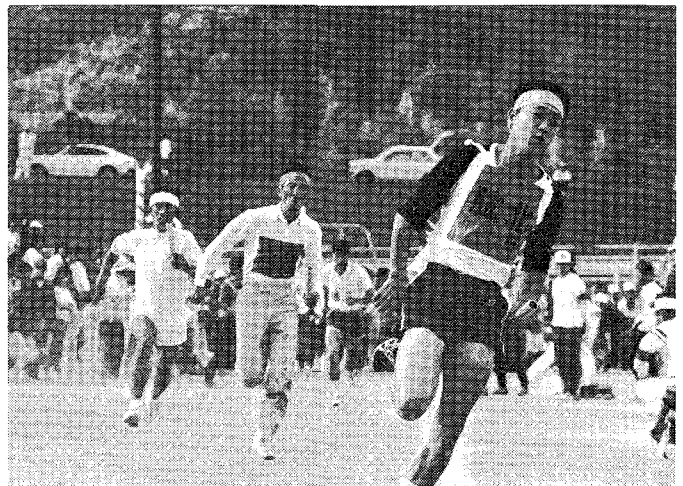
そんな1日を、カメラでおって
みました。



▲さあたのんだぞ！ボール送り



▲勝利の瞬間、リレー優勝



▲地区の声援を一身に受けて、走るー。走るー。

土地取引には届出を

一定面積以上の土地取引をしよ
うとするときは、国土利用計画法
という法律によって、契約をしよ
うとする日の六週間前までにその
土地が所在する市町村を経由して
知事に届出をしなければなりません。

届出を必要とする土地の面積

○都市計画区域…五千㎡以上
○その他の区域…一万㎡以上

この届出をしないで土地取引を
したり、偽りの届出をすると六か

公給領収証を必ず受け取りましょう

愛媛県では、十一月

二十日から十二月十九
日までの一か月間公給
領収証完全発行強調運
動を実施しています。

料理店、バー、キャバ
レー、飲食店、旅館な
どで遊興、飲食、宿泊
休憩などをし、料金を
支払ったときは必ず領
収証を受け取り、この
運動にご協力をお願い
します。

次のような場合は、
必ず公給領収証を発行
することになっていま
す。

場 所	経営者が客に公給領収証を発行しなければならぬ場合
料 理 店 パ ー バ レー	料金の多少にかかわらずすべての場合
飲 食 店 ス ナック等	1人1回の料金が2,500円を超える場合
旅 館	○1人1泊2食の料金が5,000円を超える場合 ○宿泊客の1泊2食以外の飲食の料金が2,500円を超える場合 ○宿泊客の昼食の飲食の場合 ○宿泊客以外の者の飲食の場合 ○割烹旅館における飲食、休憩等はすべて

月以下の懲役または三千万円以下の罰金に処せられたり、税法上の特典がうけられなくなったりすることがありますので、必ず届出をしてください。
詳しくは県都市計画課(☎0899①211)または市総務財政課(☎24211)までお問い合わせください。

郵便局からお願い

これから年末にむけて、多量の郵便物が出まわりますが、あて名の不完全なものがありませんと、配達員(特にアルバイト生)が苦勞します。

郵便物が早く、正確に配達されるために次の点にご協力ください。
一、あて名は、肩書、番地まで詳しく書いてください。

四、郵便を差し出す場合、差出人の住所、氏名も省略しないで詳しく書いてください。(受取人は、この郵便物をあて名にして返事などを書きます。)
五、郵便番号も忘れず、正確に書いてください。

電気の検針・集金日が変わります。

平野・南久米・高山地区

四国電力では毎月所定の日に、検針・集金(振替)を行っていますが、交通事情や戸数の増加などの事情で、次の地区の毎月の検針日、集金日(振替日)を変更します。
変更する地区
平野、南久米、高山地区

なお、詳しい変更内容は、11月

お互いに相手の立場を考えて 豊かな人間関係をつくらう

第三十六回人権週間 十二月四日～十日

人権週間は、国民一人ひとりが「人権」というものを再認識し、また自己の行為によって他人の人権を侵していないか反省してみる週間でもあります。

私たちが、豊かな日常生活を営むためにはお互いの立場を尊重し、自分の権利ばかりを主張すること

のないよう心がけたいものです。今年の人権週間では、「人権の共在―お互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくらう」、

- 「部落差別をなくそう」、「婦人の地位を高めよう」、「障害者の完全参加と平等を実現しよう」の四項目を強調事項としています。
- 兵頭義高(大洲) ②42056
- 大川教子(平野) ②46739
- 伊達鹿芳(菅田) ②5137
- 矢野嘉彦(新谷) ②50474
- 兵頭典次(八多喜) ②60493

厚生年金、船員保険の「年金住宅融資」

受付期間 11月15日～12月末
資 格 現在、厚生年金保険・船員保険の加入者でその期間が3年以上ある人。(国民年金通算可)

貸付金利 年6.0%
融資金額 270万円～1000万円
用 途 住宅新築、新築・中古住宅の購入、増築・修繕改良のための資金

申込先 最寄りの銀行、農協
詳しくは、愛媛県年金福祉協会 ☎0899④7667

家庭内(結婚、夫婦、親子、離婚、相続、扶養など)の問題や隣近所とのめもめごと、借地借家の問題などで困っている人は、近くの人権擁護委員会が法務局にご相談ください。
なお、大洲市の人権擁護委員は次の人です。

寝たきり老人の看護法

目覚めから就寝まで

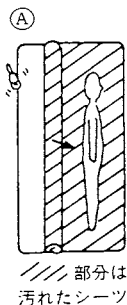
◎

見た目には汚れていないシートでも、一週間に一度ぐらいの割合で取り替えてあげましょう。

シートを取り替えるとき、シワが寄らないようによく延ばします。シートをピンと張っておくと、清潔な状態を保ちやすいのはもちろんのこと、床ずれの予防にもなります。また、冬などは、病人が寒い思いをしないよう前もって部屋を暖めたり、すきま風が入らないよう気をつけてあげましょう。

シートの交換の順序

交換は、左右半分ずつ行います。①病人を横向きにし、背中側半分の汚れたシートをゴミが散らないよう内側に丸めて背中の下に入れる(イラストA)。



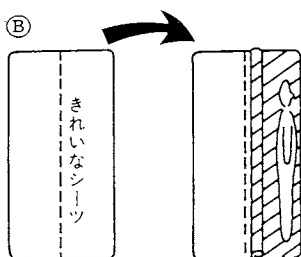
部分は汚れたシート

②新しいシートの中央を敷布団などの中央に合わせて、はずした部分に広げる。残り半分は外側に丸め

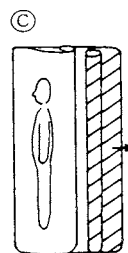
シートの交換

左右半分ずつ交換し、シワを延ばす

て、汚れたシートの下に押し込む(イラストB)。

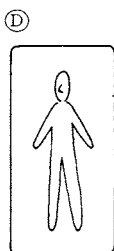


③病人を反対向きにし、きれいなシートの上に移す(イラストC)。看護人は反対側にまわり、汚れたシートをはずす。

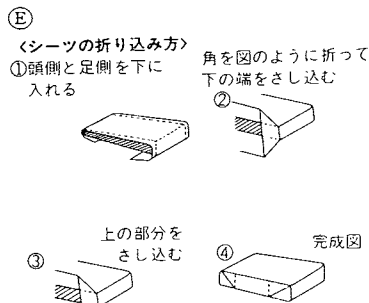


④あとからははずした側のマット、布団のゴミを払う。

⑤きれいなシートをよく延ばし、病人を仰向けにする(イラストD)。



⑥シートにシワを寄せないように、シートの四隅をきちんと折り込む(イラストE)。



同和教育シリーズ

No.75

同じ人間なのに

差別はいけないことだと思っても、対象地域の人とのかわりの中で、差別をしても身をおうとする場合があります。こうしたことは、その人にとって、"ついついっかり"漏らした言葉や態度だったと言いつてもしょうがありませんが、これは許されない差別そのものです。

同じ星の下に生まれ、生きていく人間同志でありながら、一方では他人を傷つけて省みようともしない人があり、他方ではその言葉やそれを支えている考えや態度のために、差別に苦しまなければならない人がいる。この現実をどのように見極めたらよいのでしょうか。差別に無関心な人があればあるほど、それは私たちの社会が、いまなお、明るさ正しさからは縁遠いものであることを示しています。

悪循環を断ち切ろう

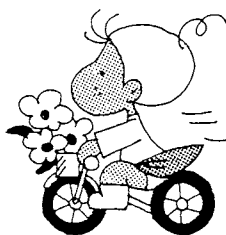
その証拠が、「部落地名総鑑」や「全国部落リスト」の発行のねらいや購入者の考えに表われている

同和教育の解決を

といえます。私たちの生活の中に差別が今も生き続けているということは、私たち一人ひとりが差別のしくみに取り囲まれて、日々生き続けていることを意味しています。

それでは、差別はどういう所から生まれてくるのでしょうか、同和教育に對する無関心や傍観が、偏見を育て、差別を生みます。私たちは誤った考えや認識をいつまでも繰り返してはなりません。それも、ただ単なる表面的な理解でなく、同和教育の解決の筋道を追って理解する努力を続けなくては、差別をなくす行動に結びつきません。

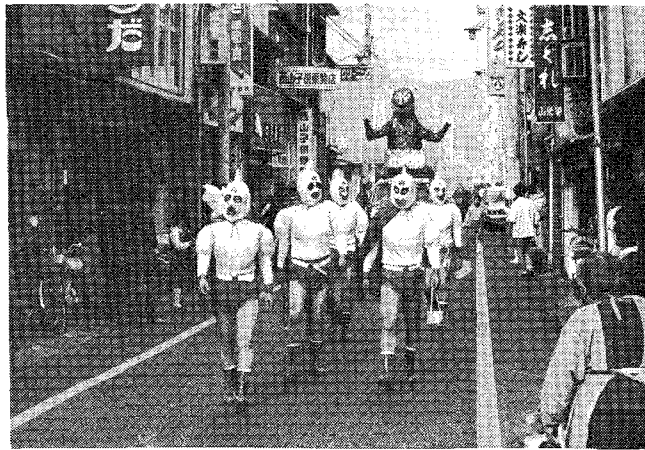
私たちは、本当に人間として等しく認められる生活をしてこそ幸せといえます。私たちが本気になる問題解決の努力をしなければ、いつまでも明るい見通しはたちません。



市民の場

祭りだワッショイ!!

大洲商工まつりが華やかに



十月二十九日から十一月四日まで市内各地で第三十七回大洲商工まつりがにぎやかに繰り広げられました。今年には市制三十周年記念ということで仮装カーニバルも行われ祭りムードを盛り上げました。仮装カーニバルには市内から十五団体が参加し、それぞれに工夫を凝らしたものでみんなの拍手を浴びていました。

また、三年目になった「おまつり村」は、市民の間に定着し、子供からお年寄りまで多数の入出で終日にぎわいをみせていました。おまつり村の特設ステージでは、カラオケ大会、芸能まつりなどが行われ盛んな声援を受けていました。

そのほか、伝統行事のおねりやねりこみ羅漢ばやしが市内をねり歩き、また市民芸能音楽祭や市民文化展が開かれ、訪れた人々を楽しませていました。

交通事故の相談はお気軽にどうぞ!

(無料で応じます。)

- 午前9時半～午後4時半 (平日)
 - 土曜日は正午まで
 - 弁護士相談日は毎週木曜日 午後1時～4時
- 社団法人日本損害保険協会
松山自動車保険請求相談センター
松山市花園町1-3 日本生命松山市駅ビル6階
松山調査事務所内
☎0899(45)2335
手遅れにならないうちに、早めに相談しましょう。

奥さん 訪問

No. 42

住めば都

田処 山崎節子さん (36歳)

▼広島県庄原市で生まれ育ちました。広島市から車で一時間位の山に囲まれた所です。

▼主人(博康さん)とは、昭和四十二年に広島市で知り合いました。結婚式は、昭和四十六年六月に大洲市で挙げました。

▼子供は、長女垂由美(十六歳・高二)と次女桂子(十二歳・中二)の二人です。

▼結婚してから七年ほどは広島市で生活していましたが、主人が長男ですので、昭和五十三年に大洲市に帰ってきました。

▼大洲市に来て、最初は少々ホームシックになりましたが、結婚してからは、正月、お盆など良く訪れていましたので、特に大洲という土地に抵抗はなかったですね。

▼こちらに来てからは、家の仕事(豆腐製造)の関係で朝四時起床が続いています。このことは覚悟してききましたので、別につらいと思つたことはありません。

▼住めば都といいますが、伝統行事なども多く、楽しく暮らしています。

▼主人には健康に注意してさきくれば、今のところ注文はありません。



新刊図書案内

21世紀を生きる君たちへ

小山内差江子著

鉄砲をすてた日本人Nペリン著

決定版昭和史4・14 毎日新聞社

漫画昭和史 金森健生著

グダリスト辻潤 玉川信明著

角川日本地名大辞典19 山梨県

すべての道はローマに通ず

井上 靖他著

人物アメリカ史3・4 集英社

どう映っているか日本の姿

世界の教科書から NHK取材班

21世紀は警告する

経済白書59 経済企画庁編

会社を潰さない77のカルテ

坪内寿夫他著

おじぎと盃 L・クリシエ他著

権力の解剖JKガルブレス著

気象なんでも百科高橋浩一郎著

名医が答える健康バイブル

大熊由紀子編

朝鮮の食べもの 鄭大 聲著

米を追う 中西博文著

大相撲のすがた 高橋義孝著

私とつれあい 村上リウ著

ふだん着の作家たち森田正治著

手と目と声と 灰谷健次郎著

地 籟 大原富枝著

天阮院篤姫上下 宮尾登美子著

おじいさんの台所 佐橋慶女著

上下 子 チャーズ 遠藤誉著

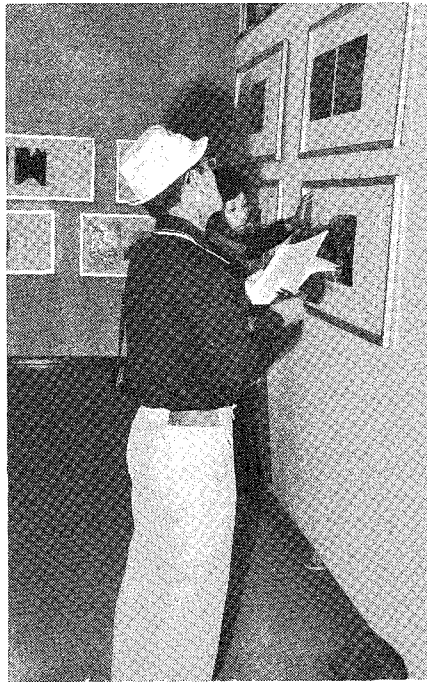
伝奇集 ボルヘス著

図書館

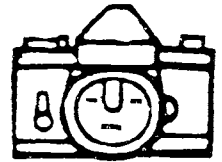


南予の道路網を考える

10月25日、市民会館で「南予地域の幹線道路網計画に関する講演会」が開催され関係者300人が聴講しました。愛媛大学教授の横山昭市氏と建設省の佐野正道氏を講師に招き、南予地域の幹線道路網計画やそれによる経済効果についての講演を熱心に聞きっていました。

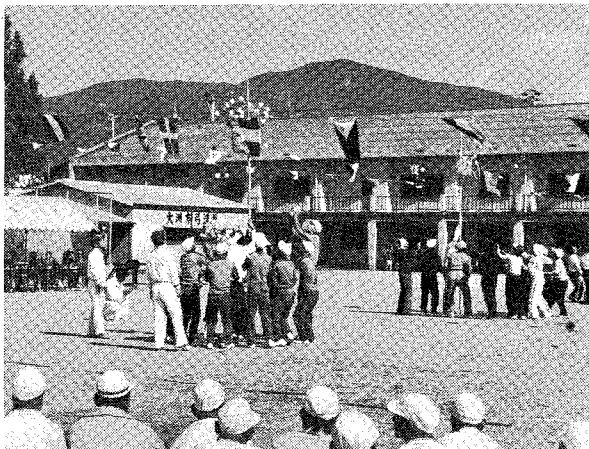


カメラ
スタジオ



“万葉集の植物”
移動博物館

10月19日から24日まで大洲市立博物館で、万葉集の中でうたわれている植物が展示されました。県立博物館と市教育委員会が主催し、万葉集の中から100首を選び、植物の写真・標本を紹介しました。



障害者スポーツのつどい

10月30日、旧北中グラウンドで大洲市障害者スポーツの集いが、関係者など350人が参加して行われました。スポーツを通じて機能の回復と体力の維持増強などを目的に、大洲市国際障害者年推進協議会が主催した運動会です。



大洲の秋を満喫

川崎市から修学旅行生

神奈川県が生田高校（川崎市）の生徒87人が10月4・5日大洲市を訪れ、イモ掘り、カジカ取りや伝統産業の見学など大洲の1日を楽しみました。写真は上須戒でイモ掘りを楽しむ生徒たちです。

10月末までの
大洲市内の交通事故

	10月末 現在	昨年 同	年 期
件数	140	136	
負傷者	175	151	
死者	3	4	

12月21日～1月10日
年末年始の交通安全
県民運動

平野運動公園プール
入場者数あてクイズ

当選者

平野運動公園プールの七月一日から八月末までの同プールの入場者総数をあてるクイズを行いました。クイズには約千七百人の応募がありましたが、正解は七万七千七百九十五人で、正解者はおらず近かった二人に記念品の時計が贈られました。最も近かったのは「七万八千四百五十二人」と答えた北条市のたまいひろみさん（小一）で第二位は「七万七千五百四十四人」の八幡浜市の清水和美さん（中一）でした。

保健センターだより

☎243775

乳幼児
健診



実施日 該当者

- 12月4日(火) 昭和59年7月生
- 12月11日(火) 昭和59年4月生
- 12月13日(木) 昭和58年5月生
- 12月18日(火) 昭和59年1月生
- 12月25日(火) 昭和56年11月生

※母子手帳をご用意ください。

受付時間 13時～13時30分

実施場所 大洲市保健センター

胃がんの集団検診

- 12月18日(火) 保健センター
 - 12月19日(水) 〃
- 受付時間 8時～10時30分
- 料金 900円

婦人の集団検診

- 12月19日(水) 保健センター
 - 12月20日(木) 〃
 - 12月21日(金) 市民会館
- 受付時間 13時～14時
- 検診内容 () は料金
- 子宮がん検診(700円)
 - 乳がん検診(200円)

成人病

結核の集団検診

- 12月19日(水) 保健センター
- 受付時間 9時30分～11時
- 13時～14時

料金は無料です。婦人の人には貧血検査も行います。

歯科相談(大洲保健所)

- 12月19日(水) 成人歯科相談

12月26日(水) 乳幼児歯科相談
13時からです。前もって電話してください。☎243165

休日急患診療

- 12月2日 大洲中央病院 ☎244551
- 12月9日 〃
- 12月16日 〃
- 12月23日 〃
- 12月30日 〃

1月1日 市立大洲病院 ☎242151

1月2日 加戸外科病院 ☎245101

1月3日 大洲中央病院 ☎244551

まごころのおくりもの

- 金一封 阿蔵 管崎 久子
- 金一封 長谷 谷本 熊雄
- 金一封 森山 成城 要太郎
- 金一封(おかげ様運動寄付金)

西山根 大禪寺花園会 (指定配分)

- 金一封(八多喜地区社協へ)
- 八多喜町 毛利 裕司
- 金一封(八多喜地区社協・八多喜公民館・八多喜地区スポーツ少年団八多喜剣道部・大洲喜多剣道会へ)
- 八多喜町 泉 道徳

温かい善意をありがとうございます。感謝をこめて掲載させていただきます。

大洲市社会福祉協議会

歳末たすけあい運動
みんなそろって
明るいお正月を

十二月は、「歳末たすけあい運動」の期間です。
みんなそろって明るい正月を迎えられるよう、みなさんの「善意の心」での協力をお願いします。

相談ごと案内

いずれも無料ですので、お気軽にご利用ください。

▶交通事故相談
とき 12月10日 10時～15時
12月20日 〃
ところ 市役所第三会議室

▶人権相談
とき 12月20日 13時～16時
ところ 社会福祉協議会事務局

▶心配ごと相談
とき 12月3日 13時～16時
12月10日 〃
12月25日 〃
ところ 社会福祉協議会事務局

▶家庭児童相談
とき 毎日の執務時間中
ところ 大洲市福祉事務所

▶行政相談
とき 12月15日 10時～15時
ところ 中央公民館
急がれる時は電話で相談してください。☎243794(玉木)

▶社会保険相談
とき 12月20日 9時～16時
ところ 大洲商工会議所
担当 松山社会保険事務所

▶医師・栄養士による健康相談
とき 12月27日(第4木曜日) 13時～16時
ところ 大洲市保健センター
対象 40歳以上の人

▶何でも相談
とき 毎日の執務時間中
ところ 大洲隣保館(東大洲 ☎246100)、大洲福祉会館(新谷 ☎250947)
内容 住民福祉に関し、生活上の悩み、人権、交通事故、その他何でも。

休日の漏水修理

月日	当番業者	☎	月日	当番業者	☎
12月2日	西田水道店	26-0265	12月30日	岡福水道工事店	24-3656
12月9日	星加鉄工所	26-0020	12月31日	奥田水道商会	25-4107 24-3674
12月16日	三原設備	24-3783	1月1日	淳山水道工事店	24-2583
12月23日	いの水道工事店	24-2216	1月2日	神田鉄工所	24-2412 23-3004
12月28日	内田電気水道設備	25-5532 25-2858	1月3日	城戸電業社	25-2944
12月29日	大塚鉄工所	25-0300			

後記

表紙のわが町のコミユニティは今回で終了します。ご協力いただいたみなさんに、紙面を借りてお礼申し上げます。

昭和五十九年もあと一か月あまり。なにかと気ぜわしい時期ですが、カゼや事故に注意して、元気に。新しい年を迎えられますように。(M)